

岐阜県外の医療機関での予防接種について

定期予防接種は、原則として養老町内の委託医療機関もしくは岐阜県内の広域化予防接種協力医療機関で受けていただいておりますが、子どもの定期予防接種について、里帰りなどの事情により岐阜県外の医療機関で接種を希望する場合、事前に申請することで予防接種の費用助成を受けることができます。

■対象者

予防接種日および申請日に養老町内に住所を有する人で、以下の理由により岐阜県外に滞在し予防接種を受ける人

- (1) 岐阜県外医療機関等にかかりつけ医がいる人
- (2) 母親の里帰り出産等のため、長期にわたり岐阜県外に滞在している人
- (3) 岐阜県外の医療機関または施設に長期入院・入所している人
- (4) その他町長がやむを得ない理由があると認めた人

■対象予防接種

子どもの定期予防接種（予防接種法に基づくA類疾病の予防接種）

※高齢者肺炎球菌やインフルエンザの定期予防接種および任意予防接種については、対象外です。

■接種前の申請手続き方法

希望者は、養老町保健センターへご連絡ください。養老町県外定期接種実施申請書等関係書類をお渡しします。申請書を提出後、接種の手続きに時間を要する場合があります。

■定期予防接種の方法

滞在先市区町村または実施医療機関により実施方法が異なり、以下の2つの方法があります。

- (1) 実施医療機関において支払が不要もしくは差額分のみ支払う場合
 - ①養老町県外定期接種実施申請書を保健センターに提出します。
 - ②医療機関へ予約後、予防接種をします。
 - ③接種後、医療機関への支払いは不要。ただし、費用助成額には上限を設けていますので、差額分のみ支払っていただく場合があります。
- (2) 予防接種費用を一旦全額自己負担していただく場合
 - ①養老町県外定期接種実施申請書を保健センターに提出します。
 - ②医療機関へ予約後、予防接種をします。
 - ③接種後、費用を自己負担で直接医療機関にお支払いください。
 - ④接種した年度の末日（3月31日）までに、以下の書類を添えて申請してください。費用助成を受けることができます。費用助成額には上限を設けていますので、お支払いいただいた金額によっては差額分を負担していただく場合があります。
 - ・養老町県外定期接種費償還払い申請書兼請求書
 - ・接種した県外医療機関の領収書
 - ・母子健康手帳（写し）または予防接種済証（写し）

■問合せ先

町保健センター（TEL：32-9025）